

第2回 県有林林産物 一般競争入札  
(令和6年度やまなし支障木等活用型システム販売)

## 公 売 公 告 並 び に 明 細 書

令和6年5月1日

# 公 売 公 告

令和6年度やまなし支障木等活用型システム販売公売を次のとおり行います。ついては、あらかじめ内容熟覧のうえ入札に参加してください。

また、支障木等活用型システム販売の案内、公売の内容、その他不明の点については、担当者までお尋ねください。

## 1 やまなし支障木等活用型システム販売の概要と入札留意点

### (1) 概 要

県有林で発生する間伐材や工事支障木などの低付加価値材を安定的に供給することにより、その利用促進を図ることを目的としています。

### (2) 入札留意点

この公売では、令和6年度に管内で発生が見込まれる販売物件の内容を、樹種及び丸太規格区分(以下「各区分」という。)ごとに別紙明細書のとおり概数で示します。  
入札は、各区分の予定材積に購入希望単価を乗じた総額で行い、その総額が県評定の予定価格を上回り、最も高い価格を提示した者を落札者とします。

### (3) 概数単価契約及び精算

この販売方法は、落札者と概数単価契約を結び、売買予定金額を納入した後に、現実物件に対して、売払単価を用いて売払いを行います。

各区分の売払単価は、各区分の県評定単価に、入札時の値開き率を乗じた金額とします。

#### 《売払単価決定事例》

区分	県評定単価 (円/m <sup>3</sup> )	予定材積 (m <sup>3</sup> )	予定価格 (円)	落札価格 (円)	税抜き売払単価 (円/m <sup>3</sup> ) 県評定単価×値開率
樹種A	5,000	20m <sup>3</sup>	10万円		7,500
樹種B	2,000	50m <sup>3</sup>	10万円		3,000
合計			20万円	30万円 【値開率1.5倍】	

最終精算時に、実績積上げ額が既納入金額を下回る場合は、差額を返金します。  
なお、予定材積は見込み数量であるため、実際とは異なる場合があります。

## 2 売払物件の番号および所在地

別紙明細書のとおり。

## 3 伐採・搬出の条件

諸法令による制限行為の定めを遵守してください。

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

## 4 売払物件の搬出期間

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

## 5 入札場所および日時

\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 5月15日(水)	都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎 4階大会議室	富士・東部 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

## 6 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者としてします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

## 7 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2項適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

## 8 入札

消費税抜きの**価格**で入札してください。

## 9 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4項又は第5項適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

## 10 契約締結期間

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

## 11 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

## 12 代金延納

概数契約のため認めません。

### 13 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日（前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

### 14 代理入札

この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

### 15 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

### 16 遵守事項

入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

### 17 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

### 18 その他

落札者が契約締結までの間に「6 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

やまなし支障木等活用型システム販売 見積用 樹種別内訳表(概数・素材)

所別	公告番号	場所	樹種	用途	長級区分 (m)	末口径級区分 (cm)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	備考			
富士・ 東部	453	都留市 大月市 上野原市 西桂町	からまつ	用材	4.0	18~22	15.00	引渡し期限 令和7年3月31日 搬出期限 物件毎に定めます。  今回の公売は、発生が見込まれる物件(概数)を想定し、土場売り素材価格を予定価格としています。  ここに記載されている数量・条件は、あくまでも見積用とします。  各区分の売払単価は、各区分の県評定単価に、入札時の値開き率を乗じた金額とします。			
				小計			15.00				
			ひのき	用材	4.0	16~20	15.00				
				小計			15.00				
			すぎ	用材	4.0	16~20	15.00				
				小計			15.00				
			あかまつ その他	用材	4.0	18~22	35.00				
				小計			35.00				
											(公売条件) 1. 林地の保全に十分配慮し必要に応じて措置を講ずること。  2. 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処理すること。  3. 集材積込作業、搬出経路等については、林務環境事務所と協議すること。
										80.00	
						小径木(針)	チップ等				
			小径木(広)	チップ等			100.00				
			小径木計				230.00				
						計	310.00				

※予定単価は、市場価逆算法により算出していますが、山土場での保管状態等をふまえて材質品等を下げた市場価を用いています。また、運材距離は30kmを想定しています。

## やまなし支障木等活用型システム販売 見積用 樹種別内訳表(概数・素材)

所別	公告 番号	場所	樹種	用途	長級 区分 (m)	末口径級 区分 (cm)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	備考			
富士・ 東部	454	富士吉田市 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町	からまつ	用材	4.0	18~22	25.00	引渡し期限 令和7年3月31日 搬出期限 物件毎に定めます。  今回の公売は、発生が見込まれる物件(概数)を想定し、土場売り素材価格を予定価格としています。  ここに記載されている数量・条件は、あくまでも見積用とします。  各区分の売払単価は、各区分の県評定単価に、入札時の値開き率を乗じた金額とします。  (公売条件) 1. 林地の保全に十分配慮し必要に応じて措置を講ずること。  2. 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処理すること。  3. 集材積込作業、搬出経路等については、林務環境事務所と協議すること。			
				小計					25.00		
			ひのき	用材	4.0	16~20	10.00				
				小計					10.00		
			すぎ	用材	4.0	16~20	10.00				
				小計					10.00		
			あかまつ その他	用材	4.0	18~22	35.00				
				小計					35.00		
						用材計					80.00
						小径木(針)	チップ等				50.00
						小径木(広)	チップ等				250.00
			小径木計				300.00				
					計		380.00				

※予定単価は、市場価逆算法により算出していますが、山土場での保管状態等をふまえて材質品等を下げた市場価を用いています。また、運材距離は40kmを想定しています。